

第4回 国立市まちづくり審議会会議録

日 時 場 所 議 題	平成29年7月11日（火）午後6時30分～7時45分 市役所3階 第1、2会議室 1.議題 （1）建築物の高さの一般基準が適用されない建築物の判断について 2.報告事項 （1）国立市都市景観形成基本計画の改定について 3.その他
出席委員 （敬称略）	福井会長、大木委員、大塚委員、観音委員、西村委員、室内委員、桂委員、杉田委員、齋藤委員、北島委員、喜連委員、山川委員
事 務 局	江村都市整備部参事、佐伯都市計画課長、安波指導係長、高橋、土田
傍 聴 者	0名

第4回 国立市まちづくり審議会

福井会長： 本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第4回国立市まちづくり審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、前回の審議会以降の人事異動により事務局のメンバーに変更がございましたので、ご紹介をお願いいたします。

事務局： それでは、4月の人事異動、また7月に組織改正を行い、事務局のメンバーに変更がございますので、ご紹介をさせていただきます。

【事務局よりメンバーの紹介】

福井会長： ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、市側を代表いたしまして都市整備部参事からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

都市整備部参事： 改めまして、こんばんは。

本日はご多忙のところ、第4回国立市まちづくり審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国立市政に対しご指導、ご協力を賜りまして感謝を申し上げます。

さて、3月の審議会では藤村学園の体育館の審議をいただいたところでございますけれども、現在、こちらの審議会にかけるような大きな案件がございます。本日は既にご案内しておりますとおり、議題といたしまして、前回の審議会において今後の審議における課題としております「建築物の高さの一般基準が適用されない建築物の判断について」、また、報告事項といたしまして、策定後20年を経過した「国立市都市景観形成基本計画の改定について」の2件について、本審議会のご意見を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

福井会長： どうもありがとうございました。

それでは、本日は事前にお送りしている議事日程のとおり、議題としましては「建築物の高さの一般基準が適用されない建築物の判断について」というものと、報告事項といたしまして、「国立市都市景観形成基本計画の改定について」の2件を予定しております。

また、委員の出席でございますが、倉本委員からご都合により欠席の旨、ご連絡いただいておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席者数は12名いらっしゃいます。従いまして、条例第56条第5項の規定に基づき定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

まず、事務局から本日の配布資料の確認をお願いいたします。

事務局： それでは、配布資料の確認をさせていただきます。まず、先に郵送でお送りしました資料から確認させていただきます。

1枚目に開催通知がございまして、2枚目に議事日程がございまして。3枚目以降は、右上に資料－1、資料－2、資料－3、資料－4と振られた資料がございまして。

それから、当日配布資料を机の上に置かせていただいております。こちらをお手元にご用意をお願いします。1枚目に資料一覧がございまして、次に当日配布資料1と右上に書かれております、国立市都市景観形成基本計画の冊子がございます。それから、A3版の開発事業手続台帳がございます。最後に、8月と11月の開催予定の通知がございまして。

以上になります。不備等ございましたら、事務局にお申しつけください。

福井会長：ありがとうございます。

では、議事に入らせていただきます。まず始めに、議題の(1)「建築物の高さの一般基準が適用されない建築物の判断について」ということで、資料-1になりますが、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：それでは、議題(1)の補足説明をさせていただきます。

お手元に、資料-1と資料-2をご用意ください。

議題としまして、「建築物の高さの一般基準が適用されない建築物の判断について」としております。本件につきましては、まちづくり条例の第53条第1項及び別表第2において、資料-2のとおり市内全域に関しまして建築物の高さの基準を、一部を除きますが、定めております。

しかしながら、資料-1に挙げております5つの項目に関しましては、一般基準を適用しないこととしており、その中でも一部については、審議会の意見を聴いた上で高さの判断を行うという形にしております。

資料-1の中段の表をご覧ください。審議会の意見聴取を必要としております建築物としましては、まず1つ目が特例基準を適用する建築物。2つ目としましては、既存建築物、こちらが条例施行時に一般基準の高さを上回っているものに関しまして、建替えの際に、それと、前回までご審議いただいておりました学校法人藤村学園における建築物のようなものになりますが、公益上やむを得ない建築物。また、容積率400%以上の地域、資料-2の図でいいますとグレーの箇所になりますが、こちらについては一般基準の高さを定めておりませんので、こちらで計画される建築物のうち、高さが31メートルを超える建築物。また、資料-2で、国立駅前、図でいうと右上の方になりますが、大学通り沿道、あと駅前広場沿道20メートルの範囲につきましては大学通りの重点地区候補地となっておりますので、建築物の高さが20メートルを超える場合に関しては審議会のご意見を聴いた上で高さの判断をしていくこととしております。

しかしながら、前回の審議会においてもご意見として出されておりましたが、建築物の高さの判断をする上で、何かしらの判断基準があると審議しやすいとご意見をいただいておりますので、今回、評価項目という形で整理させていただいております。

2ページ目をご覧ください。大きく4項目について、評価項目(案)という形でお示ししております。1項目ずつ説明をさせていただくと時間がかかってしまうため、簡単にご説明させていただきます。

まず、特例基準の適用における評価項目(案)につきましては、施行規則において、左側の「方針」については、特例基準を適用するに当たって規定されておりますので、その規定されている項目をより細かく項目立てしております。特例基準の適用に当たっ

ては、地域の特性に応じて良好な地域環境の創出が当該計画で図られているかを確認した上で適用を図る形で運用していきたいと考えております。

続きまして3ページ、条例施行時点で一般基準値を超えている建築物の建替えにおける評価項目（案）として挙げております。

原則としましては、既存建築物を上回る規模の建築物については認めないという形ですが、細かく規定させていただいております。「敷地面積や建築物の高さは既存の建築物を超えない」、また、3番になりますが、見付面積、立面的な面積が現状で一般基準を超えている面積については建替え後も超えないような形で計画していること」、また、「日影についても現状より多く日影を生じさせる部分がないということ」、6番としては数値基準ではありませんが、既存の建築物、特にマンションとか事業所系の建物ですと周辺住民と課題等が出ている可能性がありますので、そういった課題等について、建替えに伴って解決策が講じられているかどうか、そういった点について評価項目として挙げております。

続きまして、4ページをご覧ください。公益上やむを得ないと認める建築物の適用における評価項目（案）としております。

1番から6番までは、前回までの藤村学園の複合体育館の審議の中で事務局として資料等を提示した上で審議していただいております内容を項目立てしている形となります。

最後に、5ページ目になります。先ほどの説明で、グレーの着色で容積率400%以上の地域につきましては、今回、一般基準を定めておりませんが、かといってむやみやたらに高い建築物を建てられるわけではないといったところで、審議していただく上での評価項目として設けております。先ほど、31メートルを超えるもの、また重点地区候補地内で20メートルを超えるものという説明をさせていただきましたが、1つ目としましては3点、共通事項として、周辺への配慮といった点で項目を挙げております。また中段には、31メートルを超える建築物については、「周囲に同程度の建築物があるかどうか」、また、都市景観基本計画において主要な視点場が、大学通りとかさくら通りとか、そういったものが定められておりますが、「視点場から眺められる景観に著しく影響を与えていないかどうか」、そういった点について項目を立てております。また、大学通りの重点地区候補地内においては、他の建築物、並木や緑地帯と調和のとれた規模、デザインの建築物となっているかどうか、2番目の項目が非常にわかりづらいですが、国立駅周辺整備基本計画において大学通りは緑の景観の軸として位置づけられており、その軸線上に計画地がある場合においては、「緑を基調とした大学通りと連続するまち並みが形成されているかどうか」、3番目の項目としましては、隣接する敷地の公開空地、ゆとりある空間の確保といった観点から、「連続性が考慮されて一体的な空間が確保されているかどうか」、4つ目は、「フェンスや塀等を設ける場合は開放感を持った景観となっているかどうか」、こういった点について、項目として挙げております。

これらに関しましては、あくまで審議していただく上での評価項目となりますので、必ずしもこちらに適していなければいけないといったわけではありませんが、こういっ

た観点でご審議いただければと提示させていただいております。また事業者に対しても、こちらをある程度公表することによって計画が提出される前に配慮がなされるということを考えておりますので、事前に窓口等で配布していけたらと考えております。ご確認をよろしくお願いします。

福井会長： ご説明ありがとうございました。私の方からも少し補足をさせていただきますが、1ページ目に（１）から（５）ということで、一般基準が適用されない建築物の項目がございます。そのうち（２）を除くと全て「審議会の意見を聴いた上で」と書いてあるということで、ここで議論をするわけですが、その際の論点といいますか、評価軸がこれまで決まっていないので、突然出てきてもなかなか議論ができないのではないかと、前回の藤村学園の話でも少しご意見がございましたので、これについて、あらかじめここで議論しておきたいという趣旨でございます。

2ページ以降の各表ですが、2ページは（１）に当たる部分ですね。特に地域環境の創出に寄与するものについての基準の話。3ページ目は（３）に相当する、建替えに関するものについての資料。4ページが（４）で、公益上やむを得ないもの。前回の藤村学園は、これに該当します。それから、一般基準が定められていない部分については5ページの（５）ということで、それぞれの項目に対応して、こういうことで評価してはどうかとご提案いただいております。

特に2ページをご覧くださいと、項目の枠ごとに数値基準があって、何となく基準っぽいですが、ここは基準と書いてあるよりも項目と書いてあることがポイントになりまして、つまり、「方針としてこういうことで、左側にある列について議論をしていただきますが、そのときの目安としてこういうこともあるのではないか」ということの提案です。したがってこれを満たしていれば良いということではなく、大事なのは左側の方針になります。

それで言うと、3ページ以降についてはあまり基準がなくて、こういうことでどうかというのをここで議論していく。評価軸について提案していただいている形になるかと思えます。

それで、これをできればあらかじめ公開して、事業者あるいは施主さんがわかるようにしておきたいということでございます。

それから、今回の評価項目（案）につきましては、今のような趣旨ですので、例規等で定めるわけではなくて、事務局での運用ですとか、この審議会での審議経過を踏まえて随時更新していく、ブラッシュアップしていくということで、議論を考えているということで、本日の案件をいただいております。まだ案でございますので、色々ご意見があると思います。皆様のご意見、ご質問をいただいて、今日決めるというよりは、ご意見をいただいてまた変えていくということでございますので、自由にご意見をいただければと思います。挙手いただいて、何でも結構ですので、ご意見をお願いします。

山川委員： ちょっとお願いになりますが、5ページに「主要な視点場」とありますよね。これは、これからいろんな議論をするときに正確に知っておきたいので、地図か何かにして配ってもらえませんか。そうすると、自分でそこに行って、どう見えるかなということを考えられますよね。

- 事務局：このことについては、この後の説明で使わせていただく当日配布資料1の5ページをご覧くださいと、この後の説明にも関係してきますが、先程ご説明もさせていただきました国立市都市景観形成基本計画において「主要な視点場」という位置づけは既に出されているのですが、その視点場については、例えば大学通り、富士見通りのどこから見るかといったところまでは現状規定していません。これまで市として明確にしてこなかったところがあるのですが、こういった位置づけがありますので、改定に伴ってご意見にありましたようにどこからということも明確にしていけたらと考えております。今は、場所だけの列記です。
- 山川委員：承知しました。
- 福井会長：他にご意見、いかがでしょうか。
大塚委員、お願いします。
- 大塚委員：「主要な視点場」というのは、まず、計画の場所によって変わってくるということ。その列記されているところのうち、この計画についてはここからですよという話はすることになるのですか。
- 事務局：そうなります。全てが全てではなく、先日の藤村学園の複合体育館の際も、さくら通りからどのように見えるかということを事業者にパースを作らせましたが、主要な視点場から計画地が見えると想定される場所については、検討をしてもらおうかと考えております。
- 福井会長：建物の規模によっても変わってくるということですね。
- 事務局：はい。
- 福井会長：高さが出てくると少し遠くから見えるということもあるでしょうから、その場合は指導していただくということかと思います。
その他にもこれは意味がよくわからない、これはわかりにくいとかというご指摘もいただければと思いますがいかがでしょうか。
北島委員、お願いします。
- 北島委員：4ページの、公益上やむを得ないと認める建築物の適用における評価項目(案)の1ですが、「都市計画施設等市民にとって有益な施設である」というのは、具体的に、保育園とか老人ホームとかを指しているのでしょうか。
- 事務局：こちらは総合基本計画の文言を用いて記載しておりますが、基本的に想定しているのは第1回の本審議会において公益上やむを得ないと位置づけさせていただきたいとしたものを想定していますので、学校施設であったり、病院であったり、都市計画法で公益的施設として位置づけられているものを指しています。
- 北島委員：わかりました。ありがとうございます。
- 福井会長：そうすると、これは何となく文学的表現になっていますけれども、都市計画施設という法令用語の方が強いわけですかね。「等」をどう読むかということになるのですか。
- 事務局：そうなりますね。「等」でどういったところを読むかということで、第1回のときにも消防署とか防災センターとか、そういったご意見もありましたので、そういったものも含めて考えています。
- 福井会長：大木委員、お願いします。

大木委員： 全体的な印象を単刀直入に申し上げると、少しわかりづらいかなと思います。何でわかりづらいかというと、項目の書き方が、ものによって違うからです。項目によりばらばらな書き方をされているので、何か統一された考え方があまり伝わってこないのが理由かなと思います。

例えば、公益上やむを得ないもので、藤村学園のときにも議論になっていますが、災害時の対応のようなものがここにだけ書かれていて、他の基準には書かれていなかったり、一般基準のところもエントランス周りのことを記述されていますが他のところには書かれていなかったり、全て同じ形では当然できないとは思いますが、何か共通した精神というか、結局どうしていきたいのかといった軸になる考え方のようなものがこの基準では感じられないというのが、少しわかりづらい部分かなと思いました。

そこで質問ですけれども、特例基準の数値基準がありますが、この数値を決めていく根拠までは要らないのですけれども、数値を決めるときはある程度シミュレーションしておかないと、なかなか設定しづらいと私は思うのですけれども、その辺の検討をしているのかどうかというのが1点質問と、それから、公益上やむを得ないところで、ここで斜線制限が入っていますけれども、特例基準のところでは逆に斜線制限を入れていない理由が何かあれば、教えていただきたいと思います。

福井会長： ありがとうございます。ご質問としては2点ですね。

まず1点目は、数値のシミュレーションをしているのかというところ、2点目は斜線制限を入れていないのは、どうしてこれは違うのか。

事務局： 特例基準のシミュレーションというご質問でしたが、国立市では以前、絶対高さ高度地区の導入の検討をさせていただいておりまして、その際に、今回は法規定ではないのですが、特例基準の適用に当たってといった形で基準等を精査した経過があります。その検討した経過を踏まえて、今回、項目立てをさせていただいております。

しかしながら、法規定の時とは少し違うのではないかといった感覚を受けられるかもしれませんが、ある程度、数値基準を項目立てする上では、何かしら検討した経過を踏まえた方がよいのではないかとといったところで、今回こういった形で提示させていただいております。

大木委員： 例えば、3,000㎡の土地があります。4mセットバックして20%を緑化しますよというときに、建築計画として妥当なものができるのかというところです。地域性が異なれば、幾つかパターンが出てきますね。そのときに、それぞれ成り立つだろうかということをしちゃんと検証しておかないと、数字を出してしまうと事業者は当然これを守ればそれを目安と思うのが自然だと思いますので、出すのであればその辺も検討しておかないといけないのではないかと思います。

事務局： わかりました。

大木委員： それと道路境界から4m以上セットバックするというのは、一律的に4m確保とするのがよいのかどうかという議論があると思うのですが、例えば、商店街みたいなところで4mバックすると結構道路面から離れることになるので、連続的な商業的な賑わいを生むのであれば、必ずしも4mセットバックしなくてもよいのではないかと思ったりもします。これは全て守らなくてもよいという話ではあったので、書いていてもよいかな

とは思うのですが、少し気になりました。

事務局 : 大木委員がおっしゃったとおり、あくまでこれは全て満たしておかなければいけないというわけではないといったところで、案件によっては必ずしもこの数値基準を満たさなくても良好な空間を確保できるものが出てくると思います。運用上は案件ごとに判断をしていきたいとは考えています。あくまで標準的な考えというか、目安となる考えといったところで項目として提示させていただいております。

大木委員 : やはりこの2ページの表だけ数値基準が見えるので、とても気になるのですよね。本当に決めたいことは、この1、2、3、4と書いてある、「交通上、安全上、防災上支障をきたしていないこと」という評価軸で議論をしますよということとか、道路とか隣地からそれがあるかどうかとか、公開空地で安全な空間ができているかどうかとか、地域にとって良好な空間ができているかどうかということを議論しましょうということをやまず公表することが重要なのですけれども、それよりも細かいものが目についてしまうので、この計画の場合はどの項目を選ぶのですかみたいな話だとあまりよくないと思うわけです。

福井会長 : 最初の、斜線制限のところはどうですか。

事務局 : 特例基準になぜ斜線制限を入れていないかというご質問だったのですが、逆にこちらの場合は道路・隣地境界線からの壁面後退の基準を入れておりますので、あえて入れなかったというのが理由ですけれども、合わせて入っていた方がより基準としては良いものではないかといったことも理解はさせていただいています。

福井会長 : それもシミュレーションですよ。

事務局 : そうですね、はい。

福井会長 : 入れた方が望ましいのか、入れるとわかりにくくなるのですか。

事務局 : この圧迫感を軽減するための工夫といった項目を入れておりますので、ここにその斜線といった観点、数値的な基準の項目を入れるかどうかといったところは検討が必要かなと思っています。

福井会長 : はい、ありがとうございます。

西村委員、お願いします。

西村委員 : 今回、そもそも高さの基準があるところに高さの基準を超えるものをつくりましょうという際の評価軸を決めましょうということで、高さの基準を超えることで生じるメリットとデメリット、デメリットがあるのであれば市民が得られるメリットとのバランス的によいところを決めましょうみたいな話だと思うので、デメリットで、表で一番わかりやすいのは4ページの公益上やむを得ないと認める建築物についてで、4番から上はメリット、4番から下はデメリットをどう解消しますかという話だと思います。

デメリットというのは、高さの評価軸としては、1番目は景観形成に当たって先導的な役割というのが、これは多分スカイラインとしてのことで、2番目もそういう関係の話で、景観の観点で、視線の邪魔にならないということで、3番目は圧迫感で、4番目が日影。

結局、日影、スカイラインが、一般基準の高さを超えることで4つのデメリットが生じますというのがあって、メリットとしては、公益上やむを得ない建物をつくる場合は、

市民に有益かとか災害時にどうのこうのという有益性は、この公益上やむを得ない施設の場合はこうです、特例基準の場合はこうですというのをきちんとわかりやすく整理する必要がありますが、現状の特例基準の評価項目（案）だとデメリットの部分がどこなのかがよくわからない、これをどう処理しようとしているのかがわからない。

既存の建替えに関して言うと、何か既存と同じものだったらよいですとかが書いてあって、そのメリット、デメリットを、需要があったらよいのかというのは、これは大塚さんにお聞きしたいのですけれど、法令上というか、既得権益を認めなきゃいけないものですか。

大塚委員： 法律的に、一般的にそうしなきゃいけないというわけではないですけど、やっぱり遡及適用に近くなりますからね。

西村委員： 建築基準法だと、やっぱり法令が変わった後だと新しい法令に合致させなきゃいけないので、規模が小さくなったりとかは当然の話なのです。だから、既存の建物に関しても、建替える場合はそういったメリットとデメリットをちゃんと整理して、あくまでも超える建物なんだから、デメリットよりもメリットが大きいものにしてもらわないと認めないというものをきちんと評価軸として決めておいた方がよいと思う。

各施設4つの項目がある、審議会で審議するのであれば3つで、それぞれのデメリットをどう処理するのかという評価軸と、メリットは、この施設をつくるのであれば、こういうメリットを国立市にくださいましたら市民も納得してくださるというのを整理すると、もう少しわかりやすくなるかなと。

福井会長： ありがとうございます、参考になりました。今のことについて事務局から何かコメントがございますか。

事務局： ごもつともだと思っております。しかしながら、既存で一般基準の高さを超えている建築物に関しましては、あくまで、まちづくり条例の基準のあったところでの一般基準となり、法令で定める絶対高さ高度地区とは異なるものがありますので、やはり既存で建っているものと同程度のものは建てさせざるを得ないのかと考えています。

西村委員： それは前提の基準ですよ。

事務局： はい。

西村委員： 前提の基準はよいと思います。既存と同等のものを建てるのはよいです。ただし、建てる以上はこういうことに配慮してくださいというのは、その先に何かあるべきじゃないかと思います。

それが数値的にはどのぐらいの大きさで建ててもよいですとなって、だったら景観としてはこういうことに気をつけてくださいとか、やっぱりそれがなきゃいけないので、スカイラインを乱さないように、例えばこんなタマネギみたいな建物を建てられたら困るとかじゃないですけど、要は既存のスカイラインに配慮した建物の形状にするとか、何かそういう項目が入ってこないと、今建っている建物をそのまま建てちゃえとなってしまうと思うので、何も景観に対して意識してもらえない。

喜連委員： 私もそう思います。今の意見に関連して、逆に、公益上やむを得ないと認める建築物の評価項目については、下の数値の項目を入れる必要はあるのでしょうか。私はない方が妥当なような気がするのです。

- 西村委員 : 敷地の形状とか地形次第だと思うので。
- 喜連委員 : 逆に、ここまでならよいのだということになりますからね。
- 西村委員 : なってしまうでしょうね。1つの、こういう考え方もありますという示し方はよいのかもしれないですけど。
- 福井会長 : ダブルスタンダードになるなどの話はまだまずいですね。
- 西村委員 : そうですね。
- 福井会長 : 我々にとって判断の目安になることと、それが表に出たときにどう見られるかは別問題で、今回見られる方がメインになってくると非常にまずいですね。
- 西村委員 : 内部資料的な方がよいかと思うのですね。例えば壁面後退は必ずするべきじゃないとか、そういうものを判断基準として整理しておいて、物件ごとにそれが適合できますみたいな、それを参考にしながら皆で審議するなどした方がよいのではないかと。
- 山川委員 : 基準としてはあることはよいですけどね。
- 福井会長 : そうですね。だからメニューとしてこういう基準はあり得るのだけれども、この敷地の場合にはこの基準でいきましょうとかというのは、多分ここで議論して決めることですが、その際には、例えば周辺とのいわゆる空間に関する議論は、ここでは取り扱いますとか、壁面後退で議論するか斜線制限で議論するかというのは、それは敷地を確認した上でどうされるかを専門の方からもご意見をいただきながらやっていくという、そんな運用なのかなという感じでしょうか。
- 西村委員 : そうでなければ、何かここに専門家が集まっている意味がなくて、パソコンか何かにひょいと入れたらできるみたいな感じになってしまうので。つまり壁面後退が、まさしく今おっしゃったように、この敷地だったら壁面後退の仕組みがあった方がよいとか、そういうのは、まさにこの場で皆さんとご意見を交わしながら事業者ごとにお願ひすべきことだと思います。
- 福井会長 : そうですね。むしろ、最初に共通精神というお話がありましたけど、それを多分、全体で共通のものがあって、そのうち特例基準については、これとこれは出てくるでしょうということで、公益上やむを得ないのはここでしょうというのがあつた。そのときに、判断項目の、我々のメニューとしてこういう項目があり得るのですという整理をしていただくと、全体が統一された形で整理されますね。
- 西村委員 : 特例基準の整理というのは、例えば面積が大きかったりするので、この建物、こういう場合に建物基準を外す場合は、そういった公園だとか空地だとか、そういうことを重視して判断しますというのは事業者さんにお伝えした方がよいかもしれないし、公益上の建物だったら、やっぱり災害とか、そういうものに配慮した視点でしっかりメニューを出してくださいという話をすればよいことであるし、それがあつた程度はつきりしてくるとよいかと思うんですけど。
- 福井会長 : ありがとうございます。その他、ご意見いかがでしょうか。ぜひみなさん一言はご発言ください。観音委員、お願いします。
- 観音委員 : 我々は今主にポジティブな、“建築物を創る”という観点で論議していると思うのですが、パッシブな、つまり、“造らない”とか“保存する”とかいう観点での論議も必要です。国立市はまだ歴史が浅いので、そういった建築はあまり多くないかもしれませんが

が、文化財とかヘリテージとかについても考えなければいけないと思います。したがって、新しく造る場合でも、国立市のイメージ、文化や魅力を損なうようなものは造らない。また逆に、国立の象徴となる建築、いわば、ランドマークについては、むしろポジティブに考えなければいけません。そういった建築は、必ずしも高さとか、壁面線とかいうことだけでは決められないのではないかと思います。これは、都市の文化政策の一環としてとらえるべきです。

例えば、桜並木や、現在はありますが、三角の駅舎の扱いなんていうのがそれにあたります。そういったヘリテージとかランドマークの創生という都市景観的、文化的見地から、建築を“つくる”、あるいは“つくらない”ように指導するべきです。特に、都市の開発にあたっては、既存の緑や街並みや建築を壊す前に、それらの景観的、文化的な位置づけを検証し、保存を含めて、そのあり方を十分論議すべきだと思います。

事務局 : 観音委員のご質問ですけれども、この後ご説明させていただく景観形成基本計画、こちらは国立市として策定後20年間ずっと改定できていなかったといったところで、景観的にやはり自然を残す部分、住宅地として整理していかざるを得ない部分、そういったもののすみ分けをより明確化していく必要があるのかと考えております。

福井会長 : 大変重要なご指摘だと思いますが、直接ここに入れ込むのは難しいと思います。こういった基準の前に、次の議題のところの中で、イメージとしてはこういう保存基準の観点の内容で考えていくのだということをつくっていただき、それをもとに、おそらくこういうものがヘリテージになり得るのではないかという議論がされると思いますので、それは外に対しても審議会が何をするのかという議論に落とし込んでいけるはずで、そういうふうに整理させていただきます。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。齋藤委員、お願いします。

齋藤委員 : 事業地だけで考えていくと、そこだけの話になってしまうので、やっぱりもう少し広い範囲でやってもよいと思います。例えば、今は計画の方が大分整備されている中で、藤村学園のグラウンドの真ん中に都市計画道路が入っているというところで、それに隣接したところに、その奥に建物を建てている。これが将来、災害が多いものですから、緊急輸送道路だとかに指定された場合は、何かそういった制限ですね、審議会でもある程度の意見というのを一つ持っておいた方がよいのかと思います。

実際に指定されれば、私も調べていないのでわからないのですが、その指定に当たって、有事の際にその建物が倒壊して道を分断した場合、その場合の何か策というか、そういうことも、ある程度視野に入れてよいのかというふうに思います。

福井会長 : それは、この新築案件に対してということですか。

齋藤委員 : そうですね。そういう幹線道路のところに該当する建物を建てた場合ですね。

福井会長 : その辺はいかがですか。

事務局 : 藤村学園の件で言いますと、3・3・15号線になりますけれども、現状、既存道路がない形ですのでわからないですけれども、将来的には当然、南北の幹線道路ですので、全線がつながれば防災上の緊急の道路になるということは、ほぼ間違いないだろうと思います。

今、齋藤委員がおっしゃられたことで言えば、4ページの方でいけば2番の「都市計

画施設に配慮した計画となっているか」というところで、多分審議されるのだらうと思います。

福井会長 : ありがとうございます。北島委員、お願いします。

北島委員 : これは最終的に評価項目が固まった段階で事業者に公表を予定しているということなのですが、それは窓口でその内容を置いて配布するのですか。ホームページでもするのですか。

事務局 : 現状は、窓口でご相談の際に、審議会にお諮りする案件につきましては、審議会でご意見をいただいた上で判断しますといったことをお伝えしていますので、その際にこういったものをお示しした上で計画を練っていただいて、それを提示していただく流れがよいのかと考えています。

喜連委員 : それに関してですけれど、今日の色々な意見、プロセスを全部公表することになりますか。私としては、判断基準を決めるまでの途中のプロセスというのは、逆に公表しない方がよいように思うのですが、どうなのでしょう。

福井会長 : そこはいかがですか。

事務局 : はい。原則、初回の審議会でもお諮りしましたが、本審議会については公表にはなるのですが、内容によってはやはり公表しづらい部分が出てしまうといったご意見もありましたので、審議会の中でお話ししていただいた上で、一部内容について伏せるといったことはできます。

西村委員 : 基準関係は混乱を招くだけだから出さない方がよいと思いますね、決まるまでは。あのときの壁面の基準はどうなったんだとか、後で言われても。

福井会長 : そうですね。ちょっとそれは、全部オープンにするとまさに混乱を招きそうなので、少し整理させていただければと思います。

事務局 : 承知しました。

西村委員 : どういう議論がなされていたかは別に結構ですけど、でも数値的なところは非公開の方がよいかと。

福井会長 : 他にいかがでしょうか。室内委員、よろしいですか。ご発言ございませんか。

室内委員 : 1ページのところの基準あり、なしの項目ですけれども、これ以外にも何か考えられる項目はあるのか、これで十分なのでしょう。また、建て替え物件で、さらにたとえば公益上やむを得ない項目や要素を加え、計画するという、抜け道のような場合も起こりうると思います。多くのケースを想定しておく必要があると思います。国立市の景観形成にとって良好な空間とか景観に寄与するということがわかりやすく理解していただけるようなまちづくり条例になって欲しいですね。福井会長 : そうですね。これも大変重要なご指摘なので、やっぱり最初に共通精神みたいなものがきちんと挙げられていれば、それに基づいてここで議論することができるということで、仮に公表したとしても、方針その他といいますか、その他審議会に認めたことがきちんと議論されるということを入れておいて、それを抜け道にならないようにきちんと議論することとは、制度設計としてはきちんとしておきたいですね。ありがとうございます。

西村委員 : 国立の高さの問題はどういう尺度で決められていて、さっきのこういう、何が問題なのか。日影なのか、景観なのか、スカイラインなのか、圧迫感なのか、どれが一番審議

されるのか。

事務局 : 地域によってばらばらだと思います。統一した見解としては、やはりスカイラインと
いったものがよく論点にはなっているのかと考えています。

そのため、既存である程度高い建築物があって、そこで同程度を計画した場合に、それが紛争状態になる場合もありますし、ならない場合もありますので、なかなか、高さの考え方としては市としても判断しづらいのかといったところはあるのですが、まちづくり条例の中で高さの基準を、商業系の400%以上の容積率以外の地域には定めており、市としてこの地域ではこの高さというのは示しているといった形ですので、それを超える建築物といったものは慎重にご審議していただいた上で、市としても判断していかないといけないと思っております。その中でも、やはりスカイラインは重要な要素になるとは考えています。

西村委員 : この主要な視点場、設定の仕方がそうだったのだと、要はインターチェンジとか国立駅とか、そういう遠方から眺めるための視点場に関して基幹道路というのが少し違和感があるので、空間的な考え方からすると、道路を歩いているときの高い建物で、2階以上はどうでもよいのですよ。むしろ1階の方が問題で、2階以上は視線にはほぼ入らないのですね。

主要な視点場で見ている判断基準が違うのではないかと考えていて、その何か、審議会の視点で言うと1階から2階まで、もしくはその舗装をどうするかとか、入口をどうするかということが問題ですということをちゃんと示してあげないといけないし、駅とかインターチェンジから見た場合は、スカイラインという、国立のスカイラインはこういうものを目指していくとはっきりさせておかないと、何となく配慮しようという、今、条例になっていて、それは形なのか色なのか何かがちょっとよくわからなくなっているように感じます。

事務局 : おそらくその点については、冒頭、山川委員の方からありましたけれども、今、確かに基幹道路としては線的なもので、どこから見たものというのがわかりづらい形になっておりますので、やはり視点場となっておりますので、ある程度道路のうちのどこから見た景色といったものを、どういったものを守っていくか、大切にしていくか、そういったところを規定していった方がよいと考えております。

西村委員 : 何か国立の観点から見れば、それはわかると思います。

福井会長 : 今の議論ですごく大事なものは、要するに遠景で見た景観を考えるのと近景で見たときの景観を考えるのはどちらも大事ですよという話で、それをちゃんとある程度、整理しながら評価していった方がよいということだと思っています。

そういう意味では、例えば数値基準の中で、道路境界から4メートルとか、2メートル以上の歩行空間を確保するとか、わりと機械的に書いていますけど、それが本当に必要なのかどうかというのは、遠景で見たときの評価と近景で見たときの評価はちょっと違う、変わってくる。だから一律に、数字をこうですと、ずばっと線を引くというのは、実際にはなかなか難しいのだらうと思います。

西村委員 : 高い建物で近景から見た場合とかは、むしろ一番やってほしいことは軒先の高さを合わせる、そういうことですよ。その辺が視点によっては入ってくるので、そこをもう

少し深く整理すべきじゃないかと。

福井会長： 杉田委員、何かご発言ございませんか。

杉田委員： 聞いていて、ごもっともですけど、一般基準が適用されない建物についての判断基準は今述べたとおりですけど、3,000㎡を超えるようなものが市内にもあり、これからも幾つかできると思うんですけど、それぞれ地形など、色々な特長があると思うんですね。そういう中でこういうセットバックの寸法、数字をここに入れてよいのかどうかというのは、さっき指摘されたように疑問に思いますが、用途については、公共性のあるものであれば、高さ制限だとかも、ある程度、日照の関係も当然出てくるとは思うんですけど、それぞれ、今聞いた意見の中では賛同したような気持ちでしたので、今は特に異論はございません。

福井会長： はい、ありがとうございます。皆さんご発言されましたかね。桂委員、何かご発言ございませんか。

桂委員： 今お話を伺っていて、きっと性善説に立つか性悪説に立つかという話になってしまうんですね。あれもだめ、これもだめというのは、性悪説に立つとだめ、だめ、だめになるし、やはり市の方で、ここに書いてあることは各論と抽象論がごちゃまぜになってしまっているんで、非常に見づらい。いわゆる今は基本計画から幹になる部分の総論を、それぞれの、例えば防災建築であったり、都市計画であったり、文教都市というのをどうしてもメインにしたいのであれば教育という軸もあるかもしれませんが、市民に対して、もう少し明確に総論をきちんと出していただいて、やはり社会といった意味では、ある1つのルールの上で、それぞれみんなが努力をして成果を出していくということなので、努力をしていくときに、性悪説に立って、あれもだめ、これもだめと言ってしまうと、努力すらできないようになってしまいますから、やはりベースの部分をもう少し市側で、中間のところをきちんと精査というか、整理していただいたものを出していただかないと、ここから読み取るのは、人によって大分捉え方が違うということになってしまうと思いますので、もう一工夫お願いしたいと思います。

福井会長： ありがとうございます。これはご指摘のとおりでよろしいですね。

議題が議題なので少しまとめさせていただきますと、最後のご意見に代表されますけれども、最初にある理念と目標像みたいなものが今は整理されていないので、各論の基準が読みにくいということと、基準がひとり歩きする可能性について危惧するご意見がありました。

それを考えますと、次の報告事項になりますが、都市景観形成基本計画の方できちんと議論していただいて、それを国立市はどんなまち並みなり、どんな地区を目指すのかという具体的な目標像を定めた上で、それにどう判断を下していくかということで、今回提案されているような基準を考えているという位置づけにしていくのが、おそらくよい選択だと思っております。

それから、メリット、デメリットというお話がありまして、今は何かいろんなことがあるのですが、デメリットを減らす話と、その分メリットを増やしてという話については、項目を整理した方がよいということになります。これは非常にわかりやすいので、ぜひ採用していただきたいということです。

その上で、ここで議論する項目は何かという提案と、その際に使う基準のメニューをどう使うかということはここで議論していくべきであろうと思いましたので、ここに出てくるのは、方針に関する、これについて配慮してくださいという話であって、中でどれを使うかというのはわりと内輪の議論としてあるべきなんだということもありますので、特に地域別に、住宅地であるのか商業地であるのかによって、セットバックした方がよいのかどうかという議論もありますから、それがきちんこの場で議論できるような立てつけにさせていただくような評価項目をつくっていただきたいということではないかというご意見です。

そんな形で、改めて整理し直すというか、次回ぐらいに提案していただくという形になるかと思いますが、そんな形でいかがでしょうか。

西村委員： ごめんなさい、メリットの整理のときに、まさに資料1の5ページに書いてある国立の景観が抱える問題があるじゃないですか。これをメリットに入れるといい。駅前につくるんだったら高いのをつくるのだけど、駐輪場を確保して、周りの自転車をみんなで整理しちゃうとか。そうすれば、みんなも納得しやすいし。国立がそもそも抱えている問題をこういう高い建物を増やすことで解消できるのだというのは、すごくわかりやすい話だから。

それがその地域でどんな景観の問題があるのかというのは、ここでの話にすればよいわけであって、そこをどう評価の、こういう項目が評価されますというのを限定的にするのではなくて、逆に事業者の方が、だったら僕はこういうことをやろうと思うのですけれども、例えば、市役所の設備をつくっちゃいますからとか、そういうのだって市民にとってはメリットになります。何かそういう、事業者側から提案が出てくるような内容だとすごくよいと思います。

福井会長： おっしゃるとおりですね。何か景観というと、見た目でしょう、色がどうだとかがあるのですが、都市計画全体の話の、表に見えてくる形が景観ですので、そういうところで事業者の知恵が多くの人役に立つような、そういう仕組みにさせていただけるとよいですね。

ありがとうございました。引き続きとなるので、また次の案に対してご意見をいただければと思います。ありがとうございました。これで議題1はひとまず終わりにします。

次に、報告事項が1件あるのですが、国立市都市景観形成基本計画の改定についてということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局： 資料-3と4、あと当日資料1をご用意ください。まず、資料-3をご覧ください。当日資料1に関しましては現行の景観形成基本計画の概要版ですので、あわせてご参照していただければと思っております。

冒頭でも申し上げましたとおり、国立市都市景観形成基本計画につきましては平成8年に策定しまして、これまで運用を重ねてまいりました。ただ、まちづくり等で、20年も経過しましたので、変化が生じていまして、また、総合基本計画や都市計画マスタープランが策定されたことによりまして、本基本計画の改定をする必要性が出てきたところから改定に向けて現在検討しております。

そこで、本審議会に方向性についてまずお話しさせていただければと考えております。

資料－３をごらんください。左側につきましては、現行の基本計画の構成になっております。序章、「国立らしい都市景観の形成をめざして」、１章としまして「国立の景観特性」、２章としまして「都市景観形成の目標と方針」、３章としまして「地区類型の景観形成の方針」、４章としまして「都市景観形成の実現方策」となっております。右側に、各章の今回の改定における方向性をお示ししております。

序章につきましては、先ほども申し上げましたが、本計画策定後に策定された総合基本計画等のまちづくりに関する施策との関連と本計画の位置づけを今回整理したいと考えております。

１章の国立の景観特性につきましては、本計画において、策定時、市民アンケート、またワークショップ等を開催しておりますので、本計画策定後の景観について、再度、市民アンケート等を実施しまして、現状の市民の景観に対する意識を把握したいと考えております。また、先ほどのご意見でも上がっておりましたが、主要な視点場、景観資源、これらについて項目立てはしていますが、どのようにしていくかといった明記がありませんので、再度精査しまして、主要な視点場から眺められる景観配慮基準、また景観ポテンシャルが高い公共施設等の位置づけがありますので、それらの整備方針等について導入を検討したいと考えております。

２章としまして、都市景観形成の目標と方針につきましては、序章と同様、各種計画が策定されておりますので、それらを踏まえまして、また、市民の景観意識等を踏まえまして、具体的に目標と方針を設定したいと考えております。

地区類型の景観形成の方針につきましては、地区類型別の方針を再精査するとともに、都市計画マスタープランでは、やはり現状だと自然地区、歴史的地区、住宅地区、商業・業務地区という区分けになっておりますが、地域別の方針立てがされておきませんので、景観上も、例えば富士見台地域でしたり、南部地域、北、中、東、西地域、そういったところで景観特性が異なってくると思いますので、地域別の方針の導入も検討したいと考えております。また、本計画策定後に、都市景観形成上重要な地域における基本方針、また、都市景観形成重点地区の方針及び基準が設けられておりますので、これらについては取り込んでいきたいと考えております。

最後の４章の都市景観形成の実現方策としましては、なかなか、特に景観教育等、市民意識の啓発等の活動が策定後にできていない実態がありますので、具体的な方策が講じられるような部分について明記していきたいと考えております。

次に、資料－４をご用意ください。本計画の改定の当面の予定等についてお示ししております。

現状、まだ具体的な予定等については明記しておりませんが、今年度に関しましては、これまでの本計画策定後の総括として、庁内検討会を組織しまして、まず庁内で、各部署で景観形成にかかわる事項がありますので、内容について検討していきたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたが、重点地区というものが大学通りの沿道、住宅地区と公共空間地区に位置づけられていますので、現状、住宅地区に関しましてはC地区と呼んでおりまして、景観形成協議会がまだ継続していますので、そちらとの意見交換を行

いたいと考えています。

また、それを踏まえまして、今年度中に基本方針案、骨組みについて作成していきたいと考えております。

なお、30年度以降は基本方針案を公表しまして、市民の方々から意見等をお聞きしたいと考えております。

重点地区候補地としまして大学通りの商業地区、また青柳崖線が位置づけられておりますので、関係権利者と意見交換を行った上で再度位置づけについて検討していきたいと考えています。

国立市域の景観行政団体としては東京都となりますので、東京都とも改定における意見調整を行いたいと思います。

市民、学生等と意見交換、ワークショップ、アンケート等を実施して、意識の把握をさせていただきたいと思います。

その後に、素案の作成、案の作成といった形で移行していきたいと考えております。

また、本審議会につきましては、基本方針、素案及び案作成時は当然のことより、例えば目標とか方針といった進捗の段階ごとにご意見を伺えればと考えております。

なお、都市景観形成条例第9条第2項及び第3項の規定に基づきまして、都市景観形成基本計画を変更する場合には審議会の意見を聴くこととなっておりますので、この条文の規定どおり、本審議会には随時意見を聞いた上で進めていきたいと考えています。

説明は以上になります。

福井会長： どうもありがとうございました。平成8年といったら20年以上前ですが、そういった都市景観形成基本計画に取り組んで、マスタープランの策定とかまちづくり条例の制定とか、あるいは区画整理事業の進捗がありましたので、背景の変化を踏まえて改定に取り組んでいかれるということのようです。

それから、最後にありましたが、本審議会に意見を聴くということになっているので、基本方針案や素案の進捗段階ごとに意見を聞くということでした。

これらにつきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

大木委員： ここで市民というのが入って、平成30年度以降、アンケートやワークショップをやるということだと思うのですが、何をやるかというのはこれからとは思いますが、私が最近思うのは、最終的に景観を判断するのは市民だと思うのですね。やっぱり市民力があるところは変なものを建てるのが難しいとか、自律的に守っていくというのが理想的なもので、最終的にはそれに行き着くべきかと思っています。そういう意味では、市民への仕掛け方というか、問かけ方というのがとても大事になってくるのかと思いますので、その辺をご留意いただければと思います。

福井会長： 多分できてからではなくて、市民と対話しながら進めていくのがよいと思います。

大木委員： それをよいきっかけにして計画をつくっていくというのは、必ずやった方がよいと思います。

福井会長： ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。お願いします。

喜連委員： これが決定されるのは2年後、3年後になるのでしょうかけれども、それまでの間の、特に重点地区のあたりに建てられる建物についての色々な審議というのは、当然、もち

ろん数値的な基準が明確に決められているわけじゃないので、いろんな考え方が出てく
ると思いますけれども、こちらの基本計画の目標に引きずられているというか、そちら
に準拠しながら考えていくのか、旧来の20年前の基本計画を厳密に、もう一度思い出
しながらやっていくのかという、ちょっとこれからのスタンスが難しいと思いますね。

この辺も少し立ち位置を考えておかなきゃいけないと思いました。

杉田委員：これ、市民とか学生と書いてありますが、住んでいる地域の住民というのと市民とは
また違うのではないかと思うので、市民、住民とかを入れた方がよいのではないですか。
そういう意味で、若干感じ方に差があるので。

事務局：もちろん住まれている方を対象に実施したいと考えております。

杉田委員：関係ないですからね、実際に住んでいない方は。

事務局：はい。地域ごとにある程度分別した中で抽出して、アンケート等を実施していきたい
と考えています。

また、先ほどの改定中の基本計画、現基本計画の扱いですけれども、何度かご説明さ
せていただいているとおり、現行の基本計画においてはそれほど細かい規定がなされて
いないといった点がありますので、逆に各種、例えば国立駅周辺整備の基本計画であつ
たり、南部地域整備基本計画であつたり、この景観基本計画をもとに、より細かい部分
の位置づけ等を記載していますので、そういったものに考慮しながら事業者等に指導し
ていきたいと考えております。

喜連委員：例えば高さの一般基準、資料2がございますけれども、現在はまだ、大学通りの重点
地区候補地になっていますね。新しくできた場合には、候補地ではなくて決定になるわ
けですね。

事務局：いえ、あくまで重点地区候補地に関しましては、位置づけがなかなか難しいのですが、
重点地区とするためには、協議会を立ち上げて、協議会でもんだ後に基本計画を策定す
るという形になりますので、今この沿道で店舗をやられている方であつたり、土地を
お持ちの方であつたり、そういった方々のご意見を聞いた上で策定します。そのため、
改定したから重点地区になるというわけではないです。その次の段階で重点地区にして
いきたいと考えています。

福井会長：でも、何となく協議が整えばやりたいという感じに読めますが、そうではないのです
か。

事務局：そうですね、あくまで本計画で重点地区候補地という位置づけをさせていただくので、
関係権利者には一定のご理解をしていただきたいといったところで意見交換をさせて
いただけたらと考えております。

事務局：平成8年に基本計画をつくって、その直後、翌年度だと思うのですが、大学通りと青
柳の崖線の地区に重点地区候補地というのを立てまして、ここはいずれ住民の方の合意
が得られれば、さまざまなルールを定めて重点地区にしていこうということで、ある意
味、結局20年間候補地のまま来てございますので。唯一、大学通りの住宅地区の方だ
けは沿道の方で協議会を立ち上げて、さまざまなルールが決められたということで、い
つまでも候補地ではなく、これを機に重点地区にしていこうという思いはあり、何とか皆
様の、権利をお持ちの方の合意が必要という部分がどうしても大きなハードルになって

くるだろうとは思っています。

福井会長：やるなら、やはりちゃんと働きかけをして動かないといけませんね。待っていてもだめですからね。

他、いかがでしょうか。ご意見、お願いします。

北島委員：地区類型の景観形成の方針というところで、この中で自然地区、歴史的地区、住宅地区、商業・業務地区と4つに分かれますけど、あれから20年たった場合に、ヤクルトの研究所とか高速よりも南側というのは、どちらかというと工場地域になりつつある。

その部分に関して、個別に畑を残しておくというのは、ちゃんときれいに区画整理されているから、自然保護地区ではないような感じには既になっています。そうすると、ここは業務地区として別に分けるのか、そこら辺のところもちょっと、もう少し細かい配慮をしないと、あそこを歴史的地区とか自然地区にまぜちゃうと、既に現実と大分乖離しているんじゃないかというのがあるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

事務局：そこら辺についても、本基本計画が定められたときに都市計画マスタープランがありませんでしたので、現行はありますので、都市計画マスタープラン等を踏まえて、どこら辺を自然地区と位置づけるのか、そういったところを検討していきたいと思います。

福井会長：そこは当然精査していただきたいですね。

いかがでしょうか、現段階で。2回に1回ぐらいはこの報告があるというイメージでしたかね。

事務局：そうですね、はい。進捗が見られる際にはお諮りできればと考えております。

福井会長：私の方から1点、資料－3で主要な視点場と景観資源というのがあるのですが、当時、20年前の感じで言うと、視点場を設定して何が見えるかという景観モデルで景観計画を考えたと思うのですが、先ほどもあったとおり、遠景に対する感じ方と近景は違ってきますので、景観の捉え方自体も少しリバイスしていただくことも検討いただければと、ここはぜひお願いいたします。まち並みという概念をどう捉えるかということです。

いかがでしょうか、よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、報告事項を終わりにいたします。

ほかに事務局から何かございますか。

事務局：その他としまして、本日、配布させていただきました当日配布資料2をごらんください。

今年度の手続案件について記載しております。冒頭で申し上げさせていただいたとおり、なかなか大規模な計画がありませんので、本審議会にお諮りする内容はありますが、現状で5件について手続を行っております。

また、A5の用紙をごらんください。今後の日程になります。メール等で日程調整させていただきましたが、8月と11月について予定を決めさせていただいております。8月につきましては、一応、日程調整させていただくときは9月といった形で調整させていただきましたが、8月31日の木曜日の午後3時からとしております。また、11月としましては11月17日の金曜日の午後6時からという形で決定させてい

ただきますので、ご予定の方をよろしく願います。

事務局からは以上となります。

福井会長： どうもありがとうございました。

そのほか、皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議事は全て終了いたしましたので、これもちまして閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後7時43分) 以上